

VI 搬送手段

搬送手段は、患者の緊急度や搬送種類、交通の状況、搬送にかかる時間等を考慮し、搬送元医療機関の医師と搬送先医療機関の医師の相談により選定する。

◆救急車◆

1 医療機関で妊産婦が高度医療を要する状況になった場合

(1) 転院搬送の要件

緊急かつ高度治療を要する状況で、高次病院へ搬送する必要があると医師が判断し、迅速に搬送するため救急車以外の適当な搬送手段がない場合。

搬送先医療機関への連絡は医師が行い、医師又は看護師が同乗し患者の管理を行うこと（受入医療機関の医師等が同乗する場合を含む）。

(2) 救急車を要請時に必要な情報

- ① 自院の住所、施設名、電話番号、担当医名
- ② 搬送先病院名、住所、電話番号、連絡担当者名
- ③ 妊婦・産婦・新生児の状態とその他の情報、感染症（疑いを含む）の有無
- ④ 搬送時に必要な救急資器材
- ⑤ 搬送時の注意事項
- ⑥ その他必要な事項（母子健康手帳、里帰り分娩の場合は紹介状等）

(3) 転院搬送の範囲

自治体を越えての高次病院への搬送は必要により可能である。

県外搬送での使用は原則できないが、県境にある消防本部では近隣の県外医療機関への搬送は行われており、可否についてはその時の状況に応じて考慮する。

2 妊婦が病院外で、急な傷病などにより救急医療が必要となった場合

(1) 救急対応の考え方

妊婦の救急対応については、まずは救急隊からかかりつけ医療機関への連絡を原則として、連絡を受けたかかりつけ医は、自院への受診の指示、あるいは妊婦や胎児の状態によって高次病院への受診の必要性を判断する。

かかりつけ医がない、またはかかりつけ医への受診が困難な場合には、救急医療が可能な一次、または二次周産期医療機関へ搬送する。

(2) 搬送手順

救急隊は、まずかかりつけ医の有無を確認する。

○かかりつけ医がいる場合

かかりつけ医に連絡をとり、医師の指示に従う。

○かかりつけ医がない場合、かかりつけ医に受診が困難な場合

「こうち医療ネット」または、高知救急医療情報センターから搬送先の医療機関情報を把握し、受け入れ可能な医療機関に連絡をとり搬送する。

※BLS0(妊産婦救急救命基礎研修)受講者については、P39 を参照。

◆消防防災ヘリコプター◆

母体搬送は原則、消防防災ヘリコプターで行う

(1) 搬送基準

高次医療機関へ搬送及び戻り搬送を行う場合で、医師がヘリコプター使用の必要性を認めた場合で、ドクターヘリによる搬送ができない場合、または患者の状態等により消防防災ヘリコプターでの搬送が望ましいと判断した場合。

(2) 要請手続き

- ① 搬送元医療機関は管轄消防本部に、消防防災ヘリコプターの出動を要請（119番通報）する。要請連絡は、病状や注意事項を確認するためにも主治医からの連絡が良いが、看護師の中継でも可
- ② 管轄消防本部は高知県消防防災航空センター消防防災航空隊（以下消防防災航空隊）に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。
- ③ 消防防災航空隊は、天候その他の条件を考慮し、出動の可否を消防本部へ連絡する。
消防本部からの要請後、平日の昼間の場合は概ね5～10分で離陸可能
- ④ 消防防災ヘリコプターは、搬送元離着陸場所から搬送先離着陸場所へ医師、患者を搬送する。
- ⑤ 転院搬送は、患者の状態確認、引継ぎ等のため、医師または看護師の同乗を必要とする。
県外搬送の場合の帰路については、5～10分程度の待ち時間であれば、高知龍馬空港（航空隊基地）まで同乗可能。

(3) 管轄消防本部への必要な情報

- ・搬送元病院名、住所、電話番号、担当医名
- ・搬送先病院名、住所、電話番号、連絡担当者名
- ・出発時間：搬送元離着陸場所で患者が消防防災ヘリコプターに乗り込む時刻
- ・妊産婦・新生児の状態とその他の情報（感染症（疑いを含む）の有無等）
- ・搭載機材（保育器タイプ、その他）
- ・搭乗者数（患者、医師、家族等の計3名程度）
- ・搬送時の注意事項
- ・医師の行動（帰りの同乗の有無）
- ・その他必要な事項

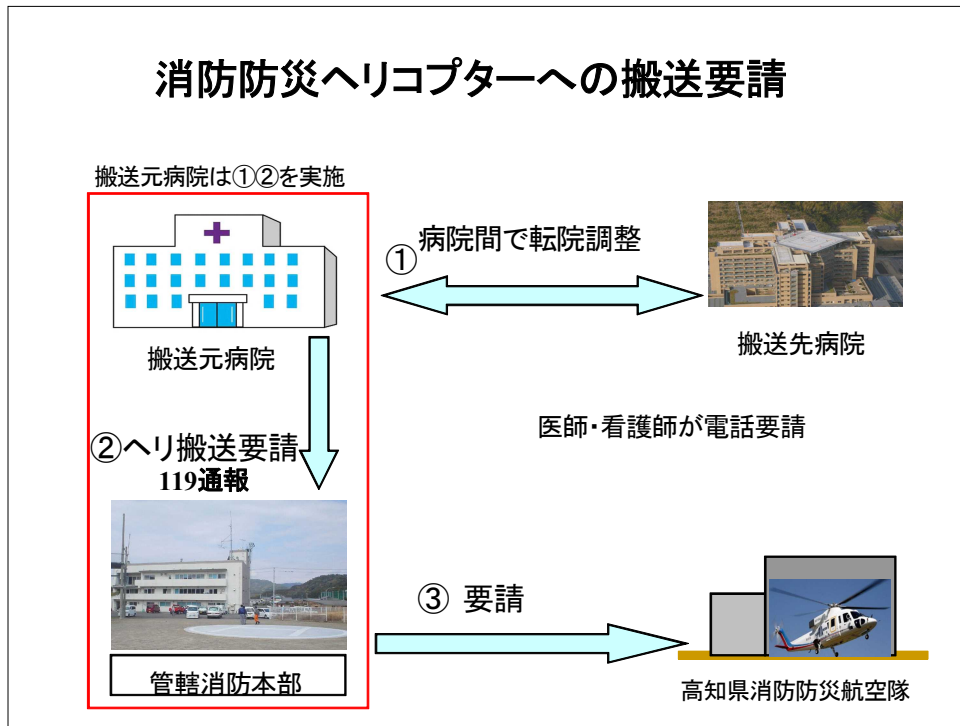
消防防災ヘリコプターによる転院搬送は、通常のルートで救急車搬送と連携して行う。

高知医療センターの出迎え搬送の場合は、航空隊が高知医療センターに寄り、出迎えの医師を乗せて搬送元離着陸場所へ向かう。

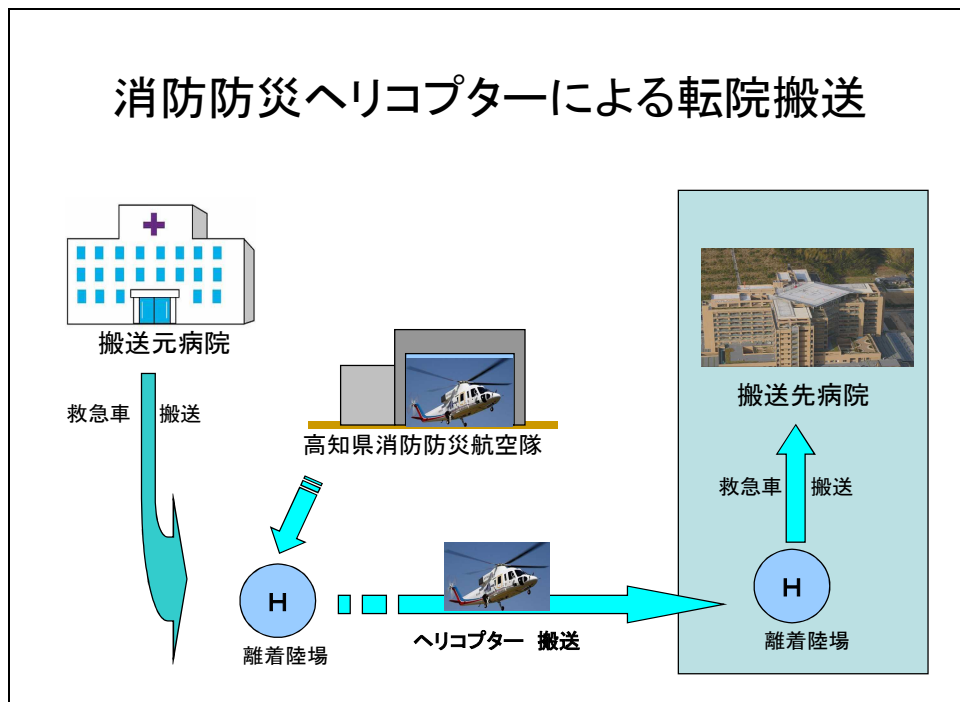
(4) その他留意事項

- ① 消防防災ヘリコプターの運航は、原則として午前8時30分から午後5時15分まで。
- ② 点検や悪天候により運航ができない場合がある。
- ③ 消防防災ヘリコプターが対応できない場合で、四国他県の防災ヘリコプターでの対応が可能な場合は、その調整は航空隊が行う。
- ④ 搭載機材については、事前の調整を要する。

消防防災ヘリコプターへの搬送要請



消防防災ヘリコプターによる転院搬送



◆ドクターヘリ◆

「ドクターヘリとは」

救急用の医療機器を装備して基地病院（高知医療センター）に常駐し、消防機関・医療機関等からの要請に基づき、救急医療の専門医師と看護師が同乗して救急現場に出動し、患者に救命医療を開始して、最適な医療機関に搬送する救急医療専用のヘリコプター。

ドクターヘリによる施設間搬送は、高知県ドクターヘリ運航要領に従い、以下のとおり実施することとする。

施設間搬送は、搬送元医療機関がドクターヘリ基地病院（以下「基地病院」という。）及び搬送先医療機関と事前に調整を行うことを原則とする。

また、ドクターヘリの要請は、原則として搬送元医療機関の所在地を管轄する消防機関が行い、搬送元医療機関は施設間搬送の準備が整った時点で当該消防機関に連絡を行う。

（１）要請判定基準

搬送元医療機関の医師又は基地病院の医師が、患者の生命の危険又は、機能的予後に影響する緊急処置が必要である等の理由から、ドクターヘリによる搬送が必要であると判断した場合。

（２）要請手順等

- ア 搬送元医療機関は、搬送先医療機関との患者受け入れの調整と搬送方法について協議し、ドクターヘリでの搬送を行うことを確認する。
- イ 搬送元医療機関は、基地病院に患者の状況を説明し、ドクターヘリによる施設間搬送の可否を確認する。
- ウ 搬送元医療機関は、搬送元医療機関の所在地を管轄する消防機関にドクターヘリによる施設間搬送を行うことを連絡し、ドクターヘリの離着陸時の対応を依頼する。
- エ ウにより連絡を受けた消防機関は、搬送元の離着陸場を決定し、基地病院の「ドクターヘリ要請ホットライン」に要請の連絡を行う。
- オ ドクターヘリを要請した消防機関は、高知県ドクターヘリCS（ドクターヘリの運航管理担当、基地病院に駐在）と連絡を取り、搬送先離着陸場所の所在地を管轄する消防機関に対して、離着陸場所の安全確保と搬送・収容を要請する。
- カ ドクターヘリを要請した消防機関は、搬送元医療機関からエで決定した離着陸場へ患者を搬送するとともに、離着陸場所の安全確保を行い、ドクターヘリが到着後、患者をドクターヘリに搭乗させる。
- キ オにより要請を受けた消防機関は、高知県ドクターヘリCSと連絡を取り、搬送先の離着陸場所の安全確保を行うとともに、搬送先医療機関への患者搬送の体制を整える。
- ク キの消防機関は、搬送先の離着陸場にドクターヘリが到着後、患者を搬送先医療機関に搬送する。

◆ドクターカー◆

ドクターヘリなどが運航できない夜間や悪天候時の代替として運用

(1) ドクターカー

① 高知赤十字病院 救命救急センター 1台

医療機関や事故発生現場の医師、または救命救急センターの医師から指示があった場合に出勤し、医師と看護師が乗り込み、救命救急センターへの搬送中に、二次救命処置を行い、重症・重篤患者の救命率向上を目的とし、県下全域を対象としている。

救命救急センター収容処置後の高次医療施設への転送の利用可能。

② 高知医療センター 救命救急センター 1台（欧州型ドクターカー）

救急隊からの要請で出勤し、緊急時には医師と資機材を現場へ派遣し、早期に治療を開始する。

高知医療センター入院患者の戻り搬送等への利用可能。